

○議事日程（平成二十四年十二月十九日第三日）

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	諸般の報告
日程第三	養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第四	養老町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第五	養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第六	平成二十四年度養老町一般会計補正予算
日程第七	平成二十四年度養老町国民健康保険特別会計補正予算
日程第八	平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算
日程第九	平成二十四年度養老町上水道事業会計補正予算
日程第十	平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算
日程第十一	平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長	松永民夫
出席議員	岩永義仁

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

○欠席議員	二番 長澤龍夫
	三番 大橋三男
	四番 三田正敏
	五番 吉田太郎
	六番 早崎百合子
	七番 野村永一
	八番 田中敏弘
	九番 松永民夫
	十番 皆川雅子
	十一番 中村辰夫
	十二番 水谷久美子
	十三番 岩瀬進

町長	大橋孝
副町長	西脇正博
教育長	野村浩太郎
総務部長兼 総務課長	安藤淳一
総務部参事兼 総務部企画政策課長	問山孝通
総務部税務課長	田中信行
住民福祉部長	日比重喜
住民福祉部 住民人権課長	伊藤公一

住民福祉課長	松永博孝
健康福祉課長	
住民福祉部	高木久之
生活環境課長	柏 渕裕昭
産業建設部長	川 地 豊己
産業建設部	
農林振興課長	加 藤 敏博
産業建設部	
商工観光課長	伊 藤 博文
産業建設部	
水道建設部長	西 脇 和信
産業建設部	
会計管理者兼 会計課長	伊 藤 幸
教育委員会事務局 スポーツ振興課長	香 川 満
教育委員会	佐 藤 昌子
教育総務課長	
教育委員会	藤 田 実芳
生涯学習課長	小 林 恒夫
消 防 長	

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長	山中秀樹
議会議務局書記	川 地 洋子
議会議務局書記	稲 川 諭実彦

（開議時間 午前九時三十分）

○議長（松永民夫君） おはようございます。

平成二十四年第四回養老町議会定例会を再開するに当たりまして、議員並びに執行部各位には、何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行いますので、全員の御起立をお願いいたします。私が前段を読み上げますので、後段の御唱和をお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議の欠席者を報告します。

十二番 岩瀬進君より、検査入院のための欠席の通告がありました。

ただいまから平成二十四年第四回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長（松永民夫君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百七条の規定によって、四番 三田正敏君、五番 吉田太郎君を指名します。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二、諸般の報告を行います。本日の日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。これで諸般の報告を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第三、議案第八十三号から日程第十一、議案第九十一号までの九議案については議会初日に提案

理由の説明が済んでおりますので、逐条上程後、直ちに質疑に入ります。

○議長（松永民夫君） それでは、日程第三、議案第八十三号 養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。
これより採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第四、議案第八十四号 養老町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） 一点お伺いします。

去年の平成二十三年第三回養老町議会臨時会におきまして、日程第四、議案第四十五号で養老町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が逐条上程されました。残念ながら、その場では否決というふうになったんですが、今回、中身を両方精査しても、これと同じことを今回逐条上程されたんか、中身を精査してもなかなか私自身理解できないところが多々ありますので、二十三年度の臨時議会におかれた付議事件と今回の逐条上程された改正についての中身のほうをできましたらお教え願いたいんですが、よろしく願います。

○議長（松永民夫君） 安藤総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（安藤淳一君） それでは、野村議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、上程させていただきました養老町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、今回の案件につきましては、大きく四点ございます。

まず、改正の一点目につきましては、五十歳代後半層における官民の給与差を考慮して、五十歳代後半層の給与水準の上昇をより抑える方向で、五十五歳を超える職員につきましては、標準の勤務成績では昇給しないこととするものであるという、これが一点目です。これが第四条第三項にございます。この部分につきましては、今回新しく上程させていただきました部分でございます。

そして、二点目につきましては、これは昨年上程させていただきましたものと同じでございますが、国家公務員の給料表に準ずるため、給料表の改定。これは基本的には引き下げになります。引き下げを行うものでございます。ただし、若年層は据え置きで、引

き下げをいたしません。

今回、定例会の資料ということで、給料表をお渡ししたかと思えます。この給料表の一級から七級までございますが、この下線を引いた部分については引き下げを行っております。ただし、この下線のついていない部分につきましては据え置きでございます。そして、三点目の改正でございますが、これが平成十八年四月に実施いたしました給料表の切りかえに伴いまして、切りかえ後の給料が切りかえ前の給料に達しない場合に、その差額を支給していることに關し、平成二十五年三月三十一日限りで廃止するものでございます。これは、附則第七項にうたっております。

そして四点目、これは若年中堅層を中心に、給与構造改革期に抑制されてきました昇給を回復するため、平成二十五年四月に、三十七歳から四十三歳未満の職員につきましては一号給、三十七歳未満の職員は三号給上位の号給とするものでございます。

給与構造改革期に抑制されてきたといいますのは、これは平成十八年の一月から平成二十一年まで、給与改定臨時特例法におきまして給与減額支給措置というものをを行っております。本来ですと、例えば四号俸上がるものが一号俸抑制されまして、三号俸しか、この三年間につきましては上がっておりません。民間よりも給与水準というものが下回っているという傾向が見られます若年層、中堅層を中心に、これまで抑制されてきた昇給の回復を行うというものが、この四点目でございます。

大きく分けますと、この四点が今回の改正になります。以上でございます。

○議長（松永民夫君） そのほか質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 第四条の三項の部分で、ここにもありますけれども、五十五歳であっても勤務成績が極めて良好、または特に良好である職員に限り昇給させるものというふうなところでございますが、これは役場の本庁組織のどの部分でこういう勤務評定が行使されていくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 安藤総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（安藤淳一君） 水谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の改正におきまして、五十五歳を超える職員につきましては、基本的にはもうそのまま据え置きという形なんです。これまで勤務成績が標準の場合は、現行ですと二段階昇給いたしておりました。それが、今回の改正におきましては昇給しないということでございます。ただし、勤務成績のほうに特には良好な場合は、これまでは三段階上げていたのが、今度の改正によつては一段階、極めて良好な場合は、現行ですと四段階上げていたものが、今回の改正によつて二段階ということ、昇給が抑えられるということです。

それで、この成績がいい悪いというのは人事評価で行っておるわけでございますが、今、これまでの人事評価とかえまして、人事評価のやり方そのものが今回変えつつあるわけでございますが、今現在はまだ、これまでの人事評価のやり方に沿って評価を行っていききたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 人事評価をする、何といいますか、誰が人事評価をどういう形でこれまでしていたのか、勉強不足でわ

かりませんので、お答えください。

○議長（松永民夫君） 安藤総務部長、自席で答弁。

○総務部長兼総務課長（安藤淳一君） 人事評価につきましては、私、総務課長、それと副町長、町長等で評価のほうは最終的には行っております。それと、教育長さんも含めております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） やはり勤務評価というのは非常にデリケートな問題ですが、町民に対していかに公務を行使していくのか、組織として非常に活躍をしていくのか、いろんな総合的な観点があると思うんですけども、やはりこういう部分でも、公平・公正の立場から、誰もがそうだと思うような過程が見えていかなくはないのではないかなあというふうに思いますが、今回そういう形で新しい勤務評定もいろいろ改革をされるような答弁に聞き取れましたので、そういうことをお願いしておきたいのと、それから人事院勧告だからといって、この勧告に従って上程しない議会も全国にはあるわけでございます。また、議会が否決するとか可決するというのは、その議会の各議員のいろんな思いがあるわけですが、前回も問題になりましたのは、否決をするとか地方交付税などが削減されるのではないかと、いろんなペナルティーがあるというような意見もありましたが、そういう点ではどういった見解をお持ちか、お尋ねします。

○議長（松永民夫君） 安藤総務部長、自席で答弁。

○総務部長兼総務課長（安藤淳一君） この人事院勧告のほうでございますが、法的には、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、この中で地方公務員の給与制度の見直しというのが第五十六条にうたっております。この中で、地

方公共団体は、地方公務員の給与について、国家公務員の給与に係る措置に準じた措置、人事委員会の機能の強化その他の措置を通じ、民間給与の水準を的確に反映させるよう努めるものとする。また、地方公共団体は、給与に関する情報の積極的な公表を行い、手当の是正その他の給与の一層の適正化に努めるものとする。とあってございます。当然、人事院勧告等によりまして民間との給与差というものを是正していくというのは必要であるかなあと思っておりますし、またそれについて、県からの指導等も受けておりますので、今回こうした改正ということでお願いするものでございます。

交付税のほうについては、その点は何も聞いておりません。そうしたことはないというふうに思っております。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 一部、水谷議員と重なる部分もあるかもしれませんが、五十五歳以上は昇給しないと。要するに、一、二、三、四、五、六、七級という級は関係なしに、号俸という給与の級が上がらないという解釈で私はしておりますが、ただし、その場合でも、例えば五十五歳までに特別昇給とか、いろいろ職員の給与の制度があるのかと思いますが、たまたまその制度に合わずに五十五歳、または五十六歳になった場合に、あと四年間は同じ年齢でも差が生じているおそれがあるのではないかなあという想定ですが、そういうことが生じておれば、そこに規定しているように、町長が認めた者については特別に昇給することができるという解釈でいいのか。また、級が、従来も八級までであった場合には、七級の人が八級になった場合もあったと思うんですね。今度

は六等級の人が七等級に、部長相当職とか、町長が認めた者が七等級ということになっておりますが、要するに課長級でも、場合によっては六等級から七等級にしなくてはならないような状況が出てくる場合もなきにしもあらずというふうに思いますが、その場合も町長が特別に認めた場合という解釈の仕方なのか、その辺も含めて、安藤総務部長にお尋ねいたします。

○議長（松永民夫君） 安藤総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（安藤淳一君） 中村議員の御質問にお答えします。

これは、あくまでも昇給のほうが停止ということでございますので、例えば昇格等につきましては、これは条例でなく、養老町職員の給与の支給に関する規則、こちらのほうに昇格制度についてはうたっております。これまでどおり昇格につきましては、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減した形で昇格のほうは行う予定でございます。いわゆる昇格後には、号俸は現行よりも下位の号俸になるということではございますが、昇格のほうは引き続き行う予定でございますので、よろしく願います。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） もう一点、ちよつと忘れておられると思うけど、昇格は上がっておるんですよ。当然、課長補佐から課長になれば等級が上がります。要するに、課長補佐でも六等級の方も見えるかもしれませんが、私が言いたいのは、要は五十五歳、または五十六歳までの間に、特別昇給等々で号給の差が出てきた場合に、どういう措置をとるか、簡単に言えば、そういうことを前の質問でも尋ねておったと思いますので、その辺の答えをお願いします。

いしたいというふうに思いますし、なお、総務部長の回答の中では、昇格した場合というふうにおっしゃられました。昇格をしなくても、例えば今まで課長級の人が、ちよつと古い話かもしれませんが、七等級の人が八等級になったり、今度は六等級の人、昇格しなくても七等級にしなくてはならないときが出てくるのではないかと。要するに号給の横滑りって昔あったと思いますが、これは古い話で申しわけないですけど、そういうことも一切含めてやるのかやらないのかということも、もう一度、前の答弁を含めて再度質問いたします。

○議長（松永民夫君） 安藤総務部長、自席で答弁。

○総務部長兼総務課長（安藤淳一君） 今言われたのは渡り制度のことかなと思いますが、そうした渡りについては、今はやっておりません。

それと、特別昇給につきましては、最終的に町長の判断ということになるかなと思いますので、よろしく願います。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） それは総務部長の答弁はしにくいということ、要するに町長が認めた者ということをおっしゃることで、それはわからんことはないですけど、先ほどの水谷議員の質問の中にもありましたけど、人事の査定をするということで、それぞれ課長級、または部長、それから町長も副町長もおられます。それから教育長もおられますが、それぞれ精査されてやっておられるということは聞いておりますし、その辺の具体的なことを先ほどの答弁もあつたように、また水谷議員の話もありましたようにわかりませんが、いずれにいたしましても、差が生じたままずっと、要するに号給の差が生じてそのまま行くと、私が言いたい

のは退職金に、例えば二号俸なら二号俸差があると、一号俸二千円か三千円か、ちよつと具体的にまだ見ていませんのでわかりませんが、五千円の差があると、退職金にかなり影響してくるんじゃないかというふうに私は思うんですね。

だから、一生懸命に定年まで勤めたAさん、Bさんが、同じ年齢で退職するときに、片方は特別昇給なんかでたまたま入らなんだかわかりませんよ。わかりませんけど、そういう差が生じた場合ということをやっていますので、あるかないかということとはわかりませんが、入った場合にはそのままずっと定年まで行き、定年のときに、要するに退職金に差が出てくるのではないかと、私は懸念があるわけです。だから、その辺のところを、やっぱり一生懸命勤めたAさん、Bさんは、それなりの評価をして、退職金に仕事をしたことに対する、どう言うんですか、退職手当を与えてあげるのが僕は妥当ではないかというふうに思っています。一生懸命やった方ですよ。差がある方は別ですけど、一生懸命同じようにやっていた人が、たまたま二号俸なら二号俸の差が出たまんまで退職まで行ってしまつて、要するに昇給しないというところに僕は大きな問題点があるんじゃないかということを思つて申し上げておるわけです、その辺も御理解いただいて、町長、答弁をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 今の中村議員の御質問は、同年齢で差が出るということだろうと思えますけれども、やはり職務能力等によつてある程度の差がつくのは、私はやむを得ないというふうに思つております。

そしてまた、五十五歳からでも、先ほどありましたように、特別昇給制度も整っておりますので、五十五歳から力を出して一生

懸命やられるというような方については昇給をして、同じような位置に行くようにということになるかと思しますので、同一年齢だから同一給料というような考えは持つておりません。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 先ほどの水谷議員の勤務成績に関するについて、ちよつと私のほうからも質問があるんですけども、勤務成績、極めて良好、または特に良好、恐らくそれ以外の三段階に分かれるのかなあと思っていますけれども、この勤務評価に当てはめて、直近のデータで構わないんですけども、当てはめた場合の直近の実績をそれぞれ何人中何名が、例えば極めて良好に該当するののかというのをちよつと教えてください。

○議長（松永民夫君） 安藤総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（安藤淳一君） 岩永議員の質問にお答えしますが、先ほど言いましたように五段階に分かれておりまして、標準、特に良好、極めて良好、それとやや良好でない、良好でない、と五段階に分かれております。ただ、今手持ちのほうでは極めて良好がどれだけであるか、特に良好がどれだけあるかという数字は持ち合わせておりませんので、また後ほどお答えさせていただきますと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 五段階ということですが、これは相對評価になるのか、それとももうそれぞれに枠があつて、絶対評価になっているのか、どちらでしょうか。

○議長（松永民夫君） 安藤総務部長、自席で答弁。

○総務部長兼総務課長（安藤淳一君） これは、基本的には相對評価でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第五、議案第八十五号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 今回、夏季休業日ということで、利用者予定数をどう見ておられるのか。それから、これに対する定員数は決まっているのでしょうか。その辺を二つ、一として伺いしたいと思います。

それから二つ目、指導員の増加はあるのでしょうか。

それから三点目、二十二年九月第三回定例議会で、資格なしの指導員は、県平均で二八％に対して養老町は八一％もございました。今回は特に時間が長いために、指導員の資質も問題になるのではと考えます。その対応に対しての何か配慮をされておられるのでしょうか。

以上三点お伺いいたします。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） ただいまの皆川議員の御質問にお答えいたします。

利用予定数ですけれども、二十四年現在の話なのでございますが、月の平均で大体二百四十名ぐらいなんですけれども、七月、八月、九月につきましては、おおむね一・二倍で二百九十三名になります。なお、この七月、八月、九月の二割増しに関しましては、過去三年見ましても、やはり二割から三割の増員となっております。

定員につきましてはですけども、一応、今十教室開催しております。今開催している教室の定員としましては二百八十五名です。合計といたしましてはその定員数におさまるんですけれども、特に養老小学校、笠郷小学校、養北小学校においては定員を超える月がございます。

指導員の増加をするのかということにつきまして、今四十六名指導員がおります。その四十六名をそれぞれの教室の利用者数によつて増減しております。配置は、特にコーディネーターがおりますので、その先生によつて配置のほうを行つておつていただきます。

夏休み、じゃあ先ほど言いました定員数が二割ふえたときの対

応はということ、今、小・中学校、幼稚園の臨時職員、幼稚園の教員であるとか、支援員であるとか、調理員さん、図書館司書さん、夏休みは職務がございませんので、その方たちによって今補っております。夏休みは、先ほど言いました四十六名が、二十名ふえて六十六名の体制で教室のほうの指導を行っております。

三番目の資格者がいないということで、確かに近隣の市町を見ましても、養老町の免許の資格者が一七％という低い現状でございます。公募いたしましたして、指導員の公募を広報等で行うんですが、そのときにどうしてもやはり免許を持った方というのが、募集に對しての集まりがないというのが現状でございますので、過去の答弁にもございましたが、必要な知識ですとか技術を習得するための研修を今、月に一回は開いておりますが、今後につきまして回数をやすなど継続して研修を行いまして、留守家庭の円滑な運営に努めていきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） ただいまの御説明で、養老小学校と養北小学校がニーズが多いということでございますが、この場合、もし入れない場合、これを実施できない場合、多過ぎるということであれば、そのはみ出た人たちの対応はどうされるのか、お伺いしたいと思います。

それから、指導員数の増加はあるのかということ、四十六名から六十六名になるということでございますが、時間が長いということと、それからもし時間外の場合、今時間外の手当が非常に多く出ておりますが、その対応についてはどのようにされるのでしょうか。

以上、二点お伺いいたします。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、自席で答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） 利用者のおーバーということにしまして、今大体二割程度は認めて利用をしているんですけれども、今後、それ以上になりましたら、教室の部屋の関係やら、安全を確保ができない場合が生じてまいりますので、今考えているところでは、入室判定基準というものをさらに設けたいと思っております。

時間外につきましては、今でも八時間を超えた場合は百分の百二十五という扱いで支給のほうはしております。なかなかお昼休みの時間が、継続しておりますのでとれない状態ですので、一人に對して休みをとれるような状態で勤務体制のほうはつくっておりますので、おおむね六時間が二人という体制をしたりとか、その辺のやりくりはしております。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 今回、要望が強いということで改正をすることになったわけですが、これは随分前から要望があつたと思います。

私は、こういうふうに緩和されたということは、非常に預けたという親の願いに応えた施策だなあとは思いますが、一人当たりの床面積とか、学童保育に對しては、明確な入所基準が国も県も町もないということで、あるのぞみ教室では非常に狭隘の中で、指導員の方ももう少し広いといいなあという声も聞くわけですけれども、そういう意味での預かる児童一人当たりの床面積の基準といいますか、そういうこともぜひ設けていただきたいなあというふうに思いますし、そういう観点からも、今後教室に当た

つては、学校の今のところよりもっといいところがないかと。

空き教室などの利用に関してももう少し考え、検討する余地があるんじゃないかなあと思うのと、ただいまの答弁で、入室判定基準ですか、そういうことも設けていかなくはないけないというふうなことですけれども、非常に判定基準といえども難しいと思うんですね。親が申告する基準ですので、本当にどこまで正確なのか、むしろ本当に必要としている親がその基準から外れた場合、夏休みとかそういう長期の休暇に対しては受け入れができないという基準に漏れては大変ですけれども、そういう意味で、できれば本当にのぞみ教室に預けたいという全ての親の願いにこたえていただけるような形でやっていただきたいなあというふうに思います。その点での答弁を求めたいと思います。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） ただいまの水谷議員さんの御質問にお答えいたします。

放課後児童クラブのガイドラインというのが一番最初の当初にあります。一人当たり一・六五平米という、数値的には出ております。ただ、おっしゃるとおりに、教室によつてはなかなか部屋の確保が難しく、一階で外からの出入りができるところというふうに考えておりますと、学校が今実際に使っている教室とかというぐあい、教室があいているんじゃないかと思われるところもあるかと思いますが、少人数であるとか、学校はそれぞれ使っておるような状態で、例えば広幡小学校ですと、音楽室と留守家庭が併用で使っているとか、上多度小学校も学校で使っている教室と留守家庭を併用で使っているような状態のところもあります。先ほど言いました笠郷小学校につきましては、今、和室のほうで新しく利用できないかなあというところを検討したりですと

か、養北小学校については、今度の体育館の会議室を使えないかなあというようなことで、部屋の確保をまだ今検討しているところで、随時検討していくことを思っております。

先ほどの判定基準ですけど、確かに難しいということで、今まで考えている最中なんですけれども、ただ、今は教室のことであるとか、指導者というのがどうしてもこれ以上設けられない場合、やっぱり子供の安全を確保する上において、その中でもやはり入室させなければいけない子を優先してということで、何らかの基準を設けたいと思っております。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 非常に留守家庭教室ということで、評判はいいんですけれども、一部保護者の条件において、時間外まで預かっておつて、その指導者へ時間外手当を支給せねばならないというようなことで、一部の方のために非常に経費を使うというようなアンバランスがあります。その辺は今後保育料を上げるとか、いろんな検討も必要かと思いますが、どう考えておられるのか伺います。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

県のほうの保育料の調査がございすけれども、今養老町では、普通の月で七千円、八月に一万円、土曜利用者につきましては、普通の月が一万円、八月については一万三千円という使用料でございす。この料金が、県内におきましておおむね平均的なところになっております。今後の保育料につきましては、今御提案

いただきました値上げ等も含めて、今後また検討が必要になれば
していきたいと思っております。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 田中議員の関連するところでございますけれども、今、延長期間といって数名の方に一人の人が長時間つくというお話もございましたが、そういうお方というのは、大体何時ごろまで、最終遅い方で預かっておられるのか、何人ぐらいかというところに疑問を持って、例えば全体に保育料をふやすとか、そういう問題じゃなくて、特別に長時間ということになれば御父兄の方も納得していただけるので、その方に少しお金をいただくという場合も考えられるのではないかなど。それやったら御父兄の方にも理解できるんじゃないかと思いますが、何人ぐらいお見えの話なんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） 早崎議員さんの御質問にお答えします。

今、原則六時までなんですけれども、その後、保護者さんの都合によって遅くなる場合があるとは聞いておりますけれども、固定してこの子がいつも遅いというふうの報告は受けておりませんので、うちのほうで何人が遅いという把握は、申しわけないですけどしております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 最終が六時までということ、それ以降については、きちっとしたことは把握しておられないということ

なんですけれども、例えばその御家庭の都合、御父兄の都合で、何時までって、やはりある程度は線があると思うんですが、その点、迎えに来るまで預かっているという方向ではないでしょうね。そこをちよっとお尋ねします。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、自席で答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） 済みません。説明が不足しております。

一応六時で、職員としては片づけ等がありますので、六時半ぐらいまではおります。七時までに迎えが来ないようでしたら、保護者の連絡先を聞いておりますので、各教室、携帯電話を持っておりますので、保護者との連絡をつけて、迎えに来るように指導はしております。ずうっとそのまま連絡もなしに、そのままうちのほうで預かるということはございません。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第六、議案第八十六号 平成二十四年度養老町一般会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） 歳出の部で、十一ページであります。六農林水産事業の三項農業振興費の財源内訳で四千九百八十五万円のうちの戸別所得補償経営安定推進事業費一千九百七十万、競争力強化生産総合対策条件整備事業二千九百七十五万とありますが、これの主な事業内容と、それからこれに対する該当者など、その辺のところ、私、わかりませんので、詳しい説明を担当課長にお願したいと思っています。

○議長（松永民夫君） 川地農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） それでは、長澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、戸別所得補償経営安定推進事業費の千九百七十万円の補正についてでございますけれども、これは本年度の国の新たな施策でございます。戸別所得補償経営安定推進事業でありまして、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を将来的においても確保していくため、地域の中心となる経営体への農地集積に必要な取り組みを支援し、農業の競争力、体質強化を図り、持続可能な農業を実現することを目的としているものでございます。

内容につきましては、人・農地プランに位置づけられました地域の中心となる経営体への農地集積や、分散化した農地の連担化を促進するため、農地利用集積円滑化団体等を通じて、農地集積に協力するものに対して農地集積協力金を交付するものでござ

います。

この協力金の中には、経営転換協力金と分散錯圃解消協力金の二種類がございます。

まず、経営転換協力金は、人・農地プランに位置づけられた中心経営体への農地集積に協力していただく方で、土地利用型農業から転換する農業者、また農業をリタイアする方などに交付されるものでございます。ただし、交付金を受けるためには、農業者戸別所得補償制度の加入者であることや、農地利用集積円滑化団体、いわゆる農協でございますけれども、ここへ十年以上の白紙委任をすることが条件となっております。

この白紙委任と申しますのは、いわゆる貸し手を指定しない期間が十年以上することでございます。具体的には、貸し付け等を行う農地の面積が〇・五ヘクタール以下の場合、一戸当たり三十万円、〇・五ヘクタールから二ヘクタールまでの場合は、一戸当たり五十万円、二ヘクタールを超える農地を貸し付ける農家に対しては七十万円が交付される制度でございます。

今回、〇・五ヘクタール以下の戸数が十九戸、それから〇・五ヘクタールから二ヘクタール以下の農家が二十七戸が経営転換協力金を申請されるというふうに見込んでおります。

また、分散錯圃解消協力金につきましては、人・農地プランに位置づけられました中心経営体の農地の連担化に協力していただく方で、中心経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者に交付されるものでございます。これは、十アール当たり五千円が交付される制度でございます。約十ヘクタール当たり申請があるというふうに見込んでおります。

今回の補正予算では、経営転換協力金千九百二十万円と分散錯圃解消協力金五十万円、合わせまして千九百七十万円を補正する

ものでございます。財源につきましては、農林水産業費の県補助金、戸別所得補償経営安定推進事業費補助金千九百七十万円を充当するものでございます。

続きまして、競争力強化生産総合対策条件整備事業二千九百七十五万円の補正についてでございますが、これはJAにしみのが養老町下笠にございます養老南カントリーエレベーターに玄米色彩選別機の導入に伴いまして、必要な予算措置を行うものでございます。

JAにしみの養老南カントリーエレベーターでは、地球温暖化による高温の影響や、病害虫の多発と栽培環境が変化する中で着色粒等の混入により品質等級を引き下げる要因となっており、販売先等からは高品質な米の安定出荷が求められておりまして、その対策が喫緊の課題となっておりましてございます。これを受けてましてJAにしみでは、平成二十二年度に主力品種であるハツシモを新ハツシモへ一斉切りかえを行ったことを踏まえ、競争力のある産地づくりを進めるため、養老南カントリーエレベーターに玄米色彩選別機を導入し、整粒歩合を向上させ、一等米比率を引き上げることにより売れる米づくりを目指すとしておるところでございます。

具体的な施設整備の内容につきましては、養老南カントリーエレベーターに、デジタル画像処理ができます高精度な米選別機の導入を行うものでございまして、玄米色彩選別機、時間当たり三・六トン処理できるものでございますが、この本体のほか関連する操作基盤設備、取り出し用搬送設備、調整タンク、着色粒タンク、外部投入設備などを整備するものでございます。

このことによりまして、土地利用型作物の一層の低コスト化、それから消費者、加工業者等のニーズに対応した高付加価値生産

等に向け、産地における生産供給体制の強化が図られるものと考えております。

また、事業実施に伴います資金計画につきましては、全体事業費のうち、補助対象事業費の二分の一を県からの交付金で対応し、残額はJAにしみのの自己資金で対応される予定でございます。本町といたしましては、競争力のある産地づくりの推進を図るためには、安全・安心で高品質・良食味で、商品性の高い米の生産・販売を推進する必要があるとしまして、この養老南カントリーエレベーターの導入は、特に重要性が高いというふうに考えておるところでございます。

また、財源につきましては、農林水産業費県補助金の競争力強化生産総合対策事業費交付金二千九百七十五万円を流用いたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） ただいまの戸別所得補償の関係でございますが、経営の協力金ということで十年以上というお話がありましたが、例えば十年継続でずっと三年でばらかしたとか、いろいろあると思うんですけど、そういう場合の対象者に対しての罰とかそういうのはあるものでしょうか。それとか返還しなくてはだめなのか、その辺のところを再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（松永民夫君） 川地農林振興課長、自席で答弁。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） ただいまの御質問でございますけれども、基本的に国の補助金を活用した形の中で事業が実施されますので、例えば十年、利用権設定するわけでございますが、三年で合意解除をするということになってまいりますと、当然これは補助金の返還ということになってまいります。

○議長（松永民夫君）　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君）　四番　三田正敏君。

○四番（三田正敏君）　九ページの款二総務費、目七地域振興費のオンデマンドバス運行事業費の四百十八万四千円が補正で組まれておりますが、これは補正を今十二月に出されたということは、一月、二月、三月、三カ月分の金額だろうと、こう推測します。そうしますと、月額四百九十七万円という経費がかかるということとで、これを年換算にしますと、年間五千九百七十万円という高額の金額になると。これは、当初四月の予算で二千八百六十七万円のオンデマンドバスの予算が組まれておりますのと、その金額と今のこの金額を足させていただいて、そして年換算にしますと五千九百七十万円になると。これをゲンちゃんバスに比較しますと、ゲンちゃんバスは年間で約二千万強だと私計算しましたけれども、約三倍の経費がかかると。ここまでかかってオンデマンドバスの対応を、補正を組んでまでやらなきゃいかんのかということに問題提起をしますが、担当部長に、これに至った経緯を御説明いただきたいと、こういうふうに思います。よろしく。

○議長（松永民夫君）　柏渕産業建設部長、答弁。

○産業建設部長（柏渕裕昭君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

ここに補正をしなければならなかった経緯ということでございますが、まずこの補正の内容の説明をさせていただきたいと思っております。

ここに載っていますオンデマンドバスの事業費八十二万八千円ですが、これにつきましては、レンタカーを借りる予定をしているんですが、レンタカーの燃料代ということでございます。

それから、使用料のほうで四百六十六万九千円、こちらのほうは十二月が二台、一月以降が四台ということのレンタカーの使用料だということでございます。

それでは、なぜレンタカーが必要になっちゃったかと、こういうことなんです。これは、当初四台ということで当初予算に上げさせていただきました。

実際、十一月十五日からスタートしたわけなんです。当初の見込みより新規で多くの方が利用していただいていると。今までのゲンちゃん号にプラス新規の方が予想より多くあったということとでございます。当初の四台というのは、ゲンちゃん号のそのときの条件を当てはめましてシミュレーションをしたものでございます。そのときは四台でいけるだろうと、最初我々も思っていました。それでスタートしたわけですが、現在は、先週の金曜日の状況で百五十六人が乗っていただいております。ゲンちゃん号のときは大体百二十人ぐらいということとございまして、当初の四台で賄えるという見込みは、これは三田議員さんの御指摘のとおり、見込みが甘かったというふうに言わざるを得ません。

このレンタカー代を補正するわけなんです。この四台というのは、最大で四台というふうに考えております。現在は試行運転の途中ということで、まずたくさんの方に乗っていただいて、その需要を全てさばけるような台数ということで、プラス四台あれば十分に足りるだろうということでございます。そのデータをとります。今後プラス四台の八台ですと行くというわけではございません。この十二月、一月もそうなんです。一月、二月とデータをとりまして、今後、最適な台数になるように、いろいろ考えていきたいということでございます。

それで、先ほどの三田議員の、今のこの補正の額から割り戻し

てこれだけかかるんではないかということなんですが、今言いましたように、そこまではかかるということはございません。ただし、今までのゲンちゃん号のときより費用がかかってくるということは間違いないところだとは思いますが。

ただいまだ年度の予算の見積もりをしているところですが、有料化ということもこれ考慮に入れてしなければなりません。そういったことで、有料化になると人数も減ってくるということを見越さなければいけないので、三田議員さんがおっしゃったそこまでの金額までは予定はしていないというところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） 経緯はよく理解をすることができました。

確かにオンデマンドバスが十一月十五日に試行運転をされてから私の耳に入ってくるのに、待ち時間が一時半、二時間という待ち時間があるということも、そんなだったら、もう息子に電話して迎えに来てもらったら三十分で済むというようなこともあって、利用したいけれども、こんなでは利用できないというクレームがあるということは確かにあるので、こういう状態で行政側も対応してくださっていると、それはしっかりと理解をしておりますが、ただゲンちゃんバスからオンデマンドバスに移行して、そして費用対効果も考えますと、やっぱりゲンちゃんバスのほうがよかったんじゃないのかということも考えられると思いますので、今、部長が二十五年度の予算組みを云々というお話をされましたけれども、何とかその予算組みをされるまでに、オンデマンドバスの試行運転を、ただ玄関から玄関までというものを、停留所をふやして、停留所から停留所までという形に変えることをされて

今試行運転されていますが、もう少し踏み込んで制約をかけて、今のオンデマンドバスを成功させるための施策をもう少し、周りの皆さんの意見を聞いて、そして金をかければ何でもできるというんじゃないとして、最小限の経費で最大の効果が生まれる、町民の皆さんに喜んでいただける事業ができるというようなことに取り組んでいただくためにも、もう少し中身を精査していただく、そういうことが必要だろうと思う。ただ、今、三月までにはレンタカーを借りるということとされていますが、今現在、職員が運転をしておみえになりますけれども、この職員が本来の仕事があるんだろうと私は思います。けれども、オンデマンドバスの運転をしているということであれば、そんなに遊んでいる余剰の人員がいるのかと、こういうふうには町民の皆さんは思われます。その部分も早々にやっぱり是正をしていただくということで、町長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 三田議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど部長もちよつと答弁をさせていただきました。当初見込み、システムの会社等も参考にして四台ということで始めたわけでございますけれども、見込みが甘かったということは申しわけないというふうに思います。

ただし、今の状況ですけれども、今七台で運行をさせていただいているわけですが、かなり落ちついた状態で推移をしております。

やはり、このオンデマンドバスに移行するということは、これから少子高齢化がますます進む中で、十年、二十年先を見越した新しい理想とする公共交通体系をつくり上げたいというような思いで始めております。定期運行バス、ゲンちゃん号に比べてはる

かに便利であるというお言葉をたくさんいただいております。また、お小言をいただくのは、逆に言うところゲンちゃんバスを利用していた方からが大半だろうというふうは今推測しておるわけですが、いずれにしても、利便性の高い交通システムを構築できるように知恵を出したいと思います。今、産みの苦しみといえますか、そういった先行投資の意味ということもあるかと思えますけれども、何とか御理解をいただきまして、住民の皆さん方に納得していただけるような交通体系に持っていきたいというふうにご検討しておりますので、よろしく御願いいたします。

また、今、職員のほうが出ておりますけれども、これも職務でございますので、職務の中で働いているということでございますので、決して暇で働いているわけではございませんので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 関連の質問であります。オンデマンドバスの運行委託についてのことで、るる今、詳しく説明をしていただきましたが、事業執行の方法なんです。当初の四台のバスについては民間事業委託ということで、全面的に運行を行っておるわけですが、今回の補正にかかわる部分、やはり電話量の増量とか、レンタルのバスの台数とか、燃料費という中の御説明をいただきましたが、その中には人件費も含まれていなかったように聞いておりますが、追加で民間事業者へ委託されるのか、それとも異なる事業体系をお考えなのか、お知らせいただきたいと思えます。

もう一点ですが、試行運転後、どのような形で運行をされてい

かれるおつもりなのでしょうか。平成二十五年度当初予算編成までに方向性が示されるのではないのでしょうか。結論は、いつごろ公表されるのでしょうか、担当部長に御願いいたします。

○議長（松永民夫君） 柏渕産業建設部長、答弁。

○産業建設部長（柏渕裕昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、補正させていただいたものにつきましては、早崎議員のおっしゃったとおりでございます。人件費等の委託料は入っております。ですが、実際にはこの委託料のほうは、既決予算の中でお支払いをするということで、この人件費についても名阪近鉄バスさん、こちらのほうに一月以降としますが、一月以降はプラス四台とします。それらのほうで七人、それから一台についてはシルバー人材センターさんのほうでお願いしようというふうに思っております。

実際には、きょう現在七台が動いております。四台は当初、そのままですね。この四台の運転手さん四人については、当初予算で入札した名阪近鉄バスさん、それから、あと三台プラスしたわけなんです。そのうちの一台については名阪近鉄バスさんをお願いしております。それから、一台についてはシルバー人材センターさんのほうに急遽運転手さんをお願いした。もう一台のほうは役場の職員で回っていると。ただし、今三台、急遽であったということ、研修期間が、運転手さんをやるうと思ってもバス停がわかっている状況です。当初はプラス三台の分なんです。が、そこらには職員が横に乗って、よく町内のわかっていいるベテランといえます。か、そういった人が乗って最初は行ったということでございます。今後は、一月以降は職員が乗ることはございません。全部委託ということになります。当然、その分の委託の

人件費はかかってくるわけですが、これについては、今、名阪近鉄バスさんとその費用をなるべく安くするように交渉をしているということでございます。

それから、どのような形で運行かと、当初予算までに間に合うのかどうかということなんですが、これは三月までの補正でございませけれども、一月までいきますと、大体の傾向といえますか、そういうのがつかめるであろうというふうに思っております。その傾向を見まして、今現在は七台、一月からは八台ですけれども、今後、今フルデマンドという形で、要望のあったところへ全部走るという形なんですけれども、ある程度路線バス化といいますか、傾向がつかめれば、例えば朝一番とかそういうのは、西美濃厚生病院とか、老人福祉センターとか、大体偏っているといえますか、そういうところが多いわけです。そうすると、バス停を固定してどうか、そういった考えも出てきて、今よりも効率よく運べるんじゃないかというようにも検討に入れて、当初予算に間に合うようにやっていこうというふうに思っております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ただいま建設部長のほうから、データをとるとか、一月までの傾向がつかめるという御答弁でしたけれども、やはり幾らの有料化をするのか、そういうことが全くない中で、どれだけデータをとって、どれだけ傾向をつかむということとは無理なことだと思うんですね。運行委託業者の会社が一区間三百五十円というように、町民の間からは、三百五十円以下なのか以上なのかというふうな基準の金額を話されている方も

いらつしやるというふうなことをお聞きしているわけですが、やはり幾らの有料化にするのか、そのことが本当に問われていると思うんですね。毎日利用する方にとっては、本当に百円でも二百円でも三百円でも三百五十円でも、月にしますと非常に大きなお金になりますし、年金生活者の方がほとんどの利用というふうに思いますので、この有料化に対して、四月一日運行前に発表するというのは、やはり今やっていることが非常に無駄なことになりますし、予算の計上も大きく変わってくると思うんですね。ですから、この有料化をいつの時点でするのか、幾らにするのかということは、やはり行政の責任として、試行の今の早い段階でやっぱりするべきではないかと思うんですね。その点について伺いたいと思います。

○議長（松永民夫君） 柏渕産業建設部長、答弁。

○産業建設部長（柏渕裕昭君） ただいまの質問にお答えいたします。

有料化の時期と有料化が幾らになるのか、それについて、なるべく早く早目に皆様にお知らせすべきでないのかと、そういった御質問だったと思います。

まず有料化の金額、これは非常に検討しなければならない、他市町の状況ですとか、養老町のそれまでの運行の状況、それからそのほか高齢者の方に対する配慮ですとか、障害者の方に対する配慮でありますとか、これは本当に微妙な問題がございます。これにつきましては、当然オンデマンドバスの導入推進委員会で考慮いたしますか、検討していくということになります。

また、時期はいつかということなんですが、これは当初、今まで各地域で説明会を開催させていただきまして、そのときには、五月をめどにというような言い方をしておったんですが、今この

状況を見ていると、五月ではとても無理だろうというふうに思われます。まずは、無料化の段階できちんと運行するということを考えております。それですので、時期につきましては、大分おくれるだろうというふうに思っております。

いつ皆様に発表するのかということにつきましては、これは予算のこともあります。今データをとっているところですので、大体当初予算の議会があります三月ぐらいをめどに発表できるのではないかとこのように思っております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 二点についてお尋ねいたします。

一点目は小さいことですが、農林水産関係で、振興費の中で水田農業構造改革対策事業費ということで四十万円上がっています。これ歳入のほうを見ますと、事務補助費、要するに戸別補償制度に対する補助費ということで上がっておりますが、その辺のところは、事業と補助と補助金、事務費に対する補助金というのは、ちよつと根本的に違うんじゃないかなというふうに思いますので、その点が第一点。

それからもう一点は、先ほど来のオンデマンドバス、町民の足として、試行で大分人気があるということをお伺っております。非常にいいことだと思いますが、ただ、現在このバスを運行するに当たって、町では地域公共交通会議設置要綱等を設けられて、従来の公共巡回バスの関係を進めていかれた。今回のオンデマンドバスについては、そういう会議は、今現在、何か聞くところによると推進会議とか何とかというのを言っておられますが、その会議のメンバーはどういうメンバーで進めておられるかという点

をお尋ねしたいと思います。以上。

○議長（松永民夫君） 川地農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

歳入のほうでは、戸別所得補償制度事務費補助金ということで四十万円、それから歳出のほうでは、水田農業構造改革対策事業費として四十万円ということで名前が違ふんじやないかというような御質問だったというふうに思っておりますけれども、今回この水田農業構造改革対策事業費につきましては、今、養老町の農業再生協議会というものがございます。その事業の中で、今回、任意の営農組合でございますファームズ烏江さんが、今年度中に法人化をされるという予定でございます。

この再生協議会の中の事業費の中に、法人化される集落営農につきましましては助成金を出すというものがございます。事業費としては、その農業再生協議会の事業は、当初から水田農業構造改革対策事業費の一部として盛り込まれておりますので、今回、農業再生協議会へ出す助成金を増額するというところでございまして、ちよつと名称は違っておりますけれども、この水田農業構造改革対策事業費の中の一部だということで御理解をいただきましたと思います。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 柏渕産業建設部長、答弁。

○産業建設部長（柏渕裕昭君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

中村議員がおっしゃいました地域公共交通会議と、それから私が言いましたオンデマンドバスの導入推進委員会、こちらのほうとはそれぞれ性格が異なります。

私が言いました導入推進委員会、こちらのほうは、メンバーな

んですが、議長さん、それから区長会長さん、商工会長さん、老人クラブの会長さん、それから医者さんの代表の方が一人、歯科医院の代表の方が一人、それから役場のほうの健康住民福祉部長、それから総務部長、それに名阪近鉄バスさん、これはオプザーバーという形ですが参加していただいて、これは文字どおり、どうやってオンデマンドバスを導入して、これから運営していくかということを決めていく、そういった委員会でございます。

中村議員がおっしゃった地域公共交通会議と、こちらのほうはもつと対外的なといいますか、今後有料化、あるいは他市町のほうの駅に行くとか、そういった場合にはこういった地域公共交通会議を開いて、そこで承認を受けないと認可にならないということになります。こちらのほうは、地域公共交通会議のメンバーといいますと国、国といっても陸運局さん、それから県の公共交通会議の担当の課、それから道路管理者、例えば県道であれば大垣土木、そして町道、あるいは市道であればそれぞれの担当課、それから公安のほう、これは警察さんになりますけれども、こちらでありますとか、バスのほうのというような、あるいは地元の住民の代表というような形で、こちらのほうは有料化にする場合とか、そういった場合にどうしても通り抜けていかなければいけない、そういった承認の手続の中にある公共交通会議ということになります。以上でございます。

済みません。先ほどの導入推進委員会の中で、養老警察の交通課長さんが抜けておりました。申しわけございませんでした。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） まず一点目の関係、要するに営農組合の法人化ということで補助を出すということでございます。

歳入のほうで、事務補助という項目で来ておって、そういう補助金という事業費に切りかえていいのかどうかということに私は疑問があったわけですので、よく問題となるのは、勝手ではないけど、いろいろ過去、国・県の補助金を町なりで解釈して、そして補助を出しておったということで、後々問題になって補助金を返さなくてはならないようなことが起きてきては大変ではないかということでありますので、ぜひ一度確認をしていただいて、県のほうがそれでいいんだということであれば私は構わんと思います。法人化しようとして頑張っておられるところについては、やっぱり手厚い補助をしてやっていただくよう、私も要望をしていきたいと思いますが、そういうことで質問したわけですので、再度、県がオーケーと言っておれば構いませんが、県かまた国がちよっとそれは趣旨が違うんじゃないかということであれば、やっぱり見直していく必要もあるんじゃないかというふうに思いますので、その辺は再度御回答願いたいと。

それからもう一点。今、柏渕産業建設部長がオンデマンドバスの関係で、公共との違いがあるんだということをおっしゃられました。僕は、先ほど来ちよっと出ています水谷議員も質問あったと思いますし、有料化は町長からも私も伺っております。ぜひ有料化ということは、僕は向かっていくべきではあるというふうに思っています。そういうことを含めていけば、やっぱりこの要綱がある程度生かしていく必要があるんじゃないかというふうに私は思っています。方向が違うんだという話なら、それなら有料化することに対して全然検討しておらんという解釈をして私はいいいんではないかというふうに思います。その辺は、町長も町民に対して有料化しますよとおっしゃって説明されておる、私も再三聞いております。それならそれで、しっかりと、方向性が違

うんじやなくて、有料化すること、方向性がなっているんじゃないかというふうに私は思っています。だから、そういう意味で、この要綱を大いに生かしていく必要があるんじゃないかと。

違うなら違うでいいんですよ、それは。今試行でやっておるんだから、やむを得んと言われればそうかもしれないませんが、試行であつても、実際にやっていかなくはならんというふうに私は思っていますし、今回の補正もそのつもりでこの補正をつけておられるというふうに私は思っています。

だから、そういうことから今言ったのは、有料化に向かって、今それぞれ議員も質問されて、町民もどのぐらいになるんだといつて非常に不安であり、少しは仕方ないなと思っておられる方が見えるというふうに私も聞いておりますし、そういう方も見えます。だから、それはそれでやむを得ませんが、それに向かつていくのが行政としてのあり方やないですか。

今現在、オンデマンドバス、ちよつと話が長くなって申しわけございませんが、オンデマンドバスにも側面に近鉄バスという言葉が入っています。これについても、この要綱の中には広告料をいただきますというように書いてありますね。だから、今回オンデマンドバスは方向性が違うと言われて、建設部長が一生懸命説明されています。だから仕方がないにしても、いづれにしても、町民の利便性を図るためにやっておられる事業だと私は思っていますので、また行政の皆さんもそういうふうに思っておられると思いますが、だからそういうことを思えば、やつぱり初めからステップをきちつと踏んでやっていくことが、町長の思っておられる方向に進んでいくのではないかというふうに思いますので、いや、そのときになったら考えますと言ったら、今度は有料化するときに、最後、柏渕部長ではないですけど、七月か八月

かわからん。それはわからん、この会議をやっておらんもんで。だから、そういうことを含めて、しっかりとお願いしたい。だから、再度もう一度、柏渕建設部長、答弁お願いいたします。

○議長（松永民夫君） 川地農林振興課長、自席で答弁。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

まず名称の問題ですけれども、基本的に必ずしも国・県・町が同じ事業の名称でなければならぬということは、どこにも規定はございません。

今回の補正につきましては、養老町から養老町の農業再生協議会補助金として出すわけでございまして、またこの協議会のほうから、先ほど言いましたファームズ鳥江さんのほうに補助金が出されるということでございますので、この名称が違うから後でいろいろ問題になるんじゃないかというような御質問でございましてけれども、それについては、もう既にことし三集落営農組合が法人化をしておりますので、この名称で補助金を出しておりますが、県のほうも、具体的な指摘も受けておりませんので、問題ないかと考えております。

○議長（松永民夫君） 柏渕産業建設部長、自席で答弁。

○産業建設部長（柏渕裕昭君） 先ほどの私の説明が、ちよつと言いが間違つたかもしれません。

この二つの会議、あるいは委員会は、方向性が違うと言いましたが、正確に言うとう性格が違う、その会議の性質が違つと、こういう意味であります。

有料化の方向ということにつきましては、これは当初から我々も説明会でも有料化しますということは言っております。有料化の方向は、これは間違ひございません。実際には、導入推進委員

会のほうでいつから有料化するのか、有料化の金額は幾らかとか、そういったものを協議しまして、それで皆さんの納得を得られれば、その後、地域公共交通会議、こちらのほうにかけて、今先ほど言いました関係者の了承を得ないと国の認可はもらえないと、こういう意味でございます。申しわけございませんでした。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 農林振興課長のほうは了解いたしました。

なお、建設部長の關係につきまして、方向性が違うというのは、それは推進委員会は推進委員会でやられるのは結構ですよ。大いに議論してやっていただくのも結構ですが、やっぱり町民に向かってしっかりと有料化すると、柏淵部長、私も説明聞いていますのでわかっています。その方向ならその方向に位置づけしながら進めていくことが大切であるということを言いたいんですよ。

あなたの七月なるかわからん、八月だかわからんというような話では、町民も不安なんです。だから、もう今度は必ず七月なら七月からは有料化しますよということで打ち出し、そして同時に今の、例えば広告料の關係、あれ近鉄バスと入っています、町民の方が言っていました、共同で事業をしているのかというようなこともうわさで出ています。僕は、そんなことないですよということを説明しておりますけれども、そういうふうなとり方をされる町民もおりますので、例えばああいふバスの名前を出すなら出すで結構ですよ。だったら、一部の説明であつたかな、近鉄バス、何かバス停は利用できるとかなんとかといううわさも聞いていますが、それはそれでいいんですけど、それが町民にしっかりと伝わらずに、中途半端に何や近鉄バスと町が合同でやっておるなら、町も少しは委託のところが安くつくでいいんじゃないかとい

うふうな捉え方を、これははっきり私も聞いています、耳で。だから、そういうことも感じられますので、しっかりと要綱をつくった中で、これから出てくる広告料とかそういうものも含めて進めていかないと、本当に有料化がいつになるかわからん。何やかんやで、推進委員会で一生懸命やっておられることは、私も身近にいて話は聞いていますのでわかっておりますけど、それが町民に伝わるようにぜひ進めていただきたいというふうに思っています。町長、一遍その辺のところ、もしよければ御回答願いたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

先ほど来申し上げておりますように、有料化は当初から申し上げているところでございますけれども、時期につきましてですけれども、当初五月、これは最初に決めておったわけですが、最初の見通しの甘さもございまして、今このような状態で、少し延びるかなというところでございます。

この件につきましては、いずれにしても来年度予算を二月中には固めなければなりません。早急にその辺の方向性だけははっきりさせたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） 二点についてお伺いします。

まず、歳出の民生費の老人福祉費、高齢者在宅福祉事業九十五万九千円の件でございます。

議会初日、この内容は緊急通報装置の増設というふうにお伺い

しました。当初、本年度予算の中でも百三十四万七千円で三十台を取りつけるというところで、恐らく要望が多いというふうで予算を組まれたと思いますが、今現在、何台ついておるかというところ、この補正を組まれた増加要因をお教え願います。

それと、この緊急通報装置は、通信センターが消防署にございまして、その中身を確認しますと、二〇一二年には救急車出動が緊急通報システムによって十六回、その前の年には三十二というところで、恐らくこれ、命が非常に危険とか、もう何ともならないという連絡の中で、この緊急通報システムそのものが、六十五歳以上が主な点になっておるんですが、きのう水谷議員の質問の中で、孤立死の一つの大きな対策にもなるんじゃないかと思うんですが、その点をお伺いいたします。

まず健康福祉課のふえた要因と、あとこの中身の消防署、テストが百九十四回。この百九十四回とか、電池切れが九十八回、これは恐らく端末のほうに出かけておみえになるかと思うんですが、こちらの活用のほうもいかがでしょうか、お伺いいたします。

それと、あと一点、オンデマンドバスですが、先ほど、今までいろいろ統計をとっておるところですが、今の利用状況はどのような中で、どのような年代の方が、どのような利用のされ方をおみえになるかというところ、いろいろな意見があるかと思うんですが、わかる範囲で結構ですので、その御意見をお聞かせください。以上です。

○議長（松永民夫君） 松永健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（松永博孝君） 野村議員の質問にお答えいたします。

現在の設置台数ということですが、現在二百十四台設置されております。

主な増加要因でございますが、平成二十三年七月三十一日現在で、六十五歳以上の独居老人の数が八百三十八人でございましたが、ことし十二月十日で九百五十七人と百十九名ふえているということで、独居の方がふえた分、申請もふえたかと思っております。

消防署の緊急通報が入って出動した件数でございますが、二〇一〇年が百十四件ありまして三十二回出動、二〇一一年が八十六回通報がありまして十八回出動、ことしですが、六十三件通報がありまして二十七件出動をしております。

孤立死の問題で、緊急通報装置がつけば助かったのではないかと、この御意見でございしますが、緊急の場合に押して出動すれば、その可能性は高いと考えます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 柏渕産業建設部長、答弁。

○産業建設部長（柏渕裕昭君） ただいまの質問にお答えいたします。

十二月十四日で先ほど百五十六名ということでございました。ちよつとこれは乗車人員と、それから私どもでわかっているのは申し込みの件数ですね。件数のほうですと、この実績がわかります。大体といいますか、件数でいうと、男性が十二件、それから女性が百三十件。それから、年代別でいいますと、九十歳以上が六件、八十歳代が四十七件、七十歳代が五十八件、六十歳代が十一件、五十歳代が五件、四十歳代が九件、三十歳代が一件、二十歳代が五件ということになっております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ここで暫時休憩いたします。

その後、野村議員の再質問は引き続き行います。
再開は十一時二十五分からいたします。

（午前十一時 十二分 休憩）

(午前十一時二十五分 再開)

○議長(松永民夫君) 会議を再開します。

先ほどの松永健康福祉課長の答弁漏れがございましたので、答弁をいたします。

○住民福祉部健康福祉課長(松永博孝君) 先ほどの野村議員の質問に答弁漏れがございましたので、回答させていただきます。

テスト件数の件でございますが、設置したときと電池交換のときに、つながるかどうかのテストをいたしますので、その件数でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長(松永民夫君) 七番 野村永一君。

○七番(野村永一君) 先ほども利用状況をお伺いしたんですが、場所、それから午前か午後かというところもわかりましたらお願いします。

それと意見、さまざまなのところでもあったかと思うんですが、そちらのほうの意見もわかる範囲でよろしく願います。あと緊急通報装置にしましては、先ほどの答弁の中では、独居老人の方が百十九名ふえたというふうに御回答いただきましたが、この緊急通報システムそのものを誰がどのように進めているか。誰がという言い方はちよつと悪いかもしれませんが、このような便利なシステムがありますよというところを、誰がやっておみえになるかというところをお聞かせ願います。

それと、あと緊急通報装置システムのセンターそのものは消防署にございますけれども、消防署はどのようにこのシステムを管理しておみえになるかというところと、受信内容が電池切れとかテストというところは、これは恐らく現地へ行かれて確認するところというので、これも先ほど少し述べましたが、御利用される方

と対面的にお話等ができますもので、そちらのほうも大いに活用できるんじゃないかというふうに思いますが、消防長の考えをお伺いします。

○議長(松永民夫君) 最初の答弁ですが、誰に求めますか。

○七番(野村永一君) 建設部長です。

○議長(松永民夫君) 柏渕産業建設部長、答弁。自席で結構です。

○産業建設部長(柏渕裕昭君) 先ほどの野村議員の御質問にお答えいたします。

利用状況のうち、利用が多い場所、それから時間は午前が多いのか午後が多いのかということだと思いますが、場所については、西美濃厚生病院が圧倒的に多いです。それから老人福祉センター、福祉作業所、トミダヤ、役場、桜井のバス停、それからビッグ、大橋整形さん、養老整形さんというような順番になっております。それから午前と午後ということですが、これは午前が圧倒的に多いということでございます。

それから、寄せられた意見ということなんですが、寄せられた意見は、いいほうでありますと、今まではバス停が近くになかったので利用できなかったけれども、あるいは時間が合わなくて利用できなかったけれども、オンデマンドバスになって利用しやすくなつて非常によかったと。それから、乗務員さんの対応がよくて気楽に乗れて、いろいろ教えてもらつてよかったと。逆に苦情といいますが、毎日利用するんだけれども、毎日電話しなければならぬ、予約が面倒だということ。それから、これは当初多かったんですが、希望の時間になかなか予約がとれないと。それから、帰る時間、これも予約の関係ですけれども、帰るのに一時間以上待たなければならなかったというような意見がございました。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 松永健康福祉課長、自席で答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（松永博孝君） 野村議員の質問にお答えします。

六十五歳以上の独居の老人の方の見守りを、民生委員の方に定期的に見回っていただいている中で、緊急通報のパンフレットをつくって、こういうシステムでございますよという説明をする中で入っていただいている。特に孤独死なんかの問題が表面化したしまして、関心が高まったということで、利用が増加したのも要因だと考えております。以上です。

○議長（松永民夫君） 小林消防長、答弁。

○消防長（小林恒夫君） 野村議員の質問にお答えさせていただきます。

昨日もお話がありましたように、孤独死からのお話だと思いますけれども、緊急通報システムの利用についてですが、先ほど来、救急出動が何件、通報が何件、テストが何件というお話がありましたけれども、緊急通報システムのシステムだけを皆様方にわかっていただきたいとお話しさせていただきます。

緊急通報システムは、患者さん、該当者はもちろん、家族並びに民生委員の方々からの申請において、緊急通報システムを要望されます。それにおいて、設置は健康福祉課のほうから設置の許可が出ることとあります。その後において、緊急通報システムの設置はN T Tさんが行われまして、その部分の機械本体、センターは消防本部消防司令室において活用しております。

孤独死においての内容が問われる中、緊急通報システムはペンダントでありますので、自分で受話器を取らなくても勝手に物がしゃべられると。それにおいて、全ての何か異変のあったときは、私どもの指令台のほうに入電されます。それにおいて会話ができ

るものでありまして、一遍一遍鳴ったところに行くわけではありません。こちらから問いかけても声が出なかったら、最初に民生委員さん、並びに第一、第二、第三の協力者の方へ電話は転送していきます。最初に通報して応答がなかった場合は、民生委員さんの方、もしくは第一、第二、第三の協力者の方に電話をさせていただきます。それに応じて不備がある場合は、私どもからも出動します。当然、電話をしながら私どもの救急隊並びに消防隊は出動していきますので、鳴ったがほかっておくわけではありませので、夜中でも出動しております。

それと、テストという部分について、百九十何件、先ほど野村議員のほうからお話がありましたけれども、これは先ほど福祉課長が申し上げましたとおり、新たな設置のときのテスト、それから電池切れでの入れかえ、当然N T Tさんのほうから業者二人が患者宅と消防本部に入られまして、設置、電池交換の有無をやってテストが行われます。そういう部分から進めて、テスト回数が多いというのは当たり前であります。

なお皆様方にも御存じいただかなければならないのは、高齢者の方、また弱者の方は、何かがあると電源をすぐ抜かれます。きょう病院に行かなきゃならないからといって、電話の電源を抜いて出ていかれますと、電話の中に組み込まれている電池、バッテリーが弱いと、すぐに電池切れで消防本部のほうへ発報されます。それに応じてよく出動することがあるということです。先ほど福祉課長から説明がありましたけど、八十何件あるうちの三十六件の出動しかしていないというのはそういう部分、通報は八十何件あっても三十六件しか出動しないという部分にありますので、その辺だけは御理解いただきたいというふうに思っております。それと、今年、先ほどもお話がありましたように、二百十四台

設置されておりますけれども、その部分についても、毎月N T Tさんと私どものほうで本体に対するテストは行っていますので、皆さん方にその部分だけ御理解いただきますことをここで申し上げておきますが、よろしく願います。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 十四ページの教育費、教育振興費の中学校特別指導補助金五十三万七千円について、具体的に説明と、何人ぐらい見えるかお聞きます。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） 今回の補正の内容といましては、生徒派遣事業補助金でございます。

県大会以上ですね。県大会、東海大会、全国大会への派遣について、登録選手と随任教員分の旅費と宿泊費、宿泊費については上限五千円です。その実費分を補助金として学校へ支給しております。

平成二十四年度ですけれども、東海大会が静岡県、全国大会、全中と言われるものですが神奈川県、あとジュニアオリンピックがございまして、県大会ですが、高田中学校で百三十六名、多いのはプラスバンド部の七十二名が含まれているので人数としては多いですが、二十七万七千二百七十円。東部中学校のほうの岐阜県大会が百二十一名で二十三万七千七百六十五円。東海大会は高田中学校ですが、四種目三十八名で七十五万七千二百二十円。全国大会が柔道部ですが、四名で十一万六千六百四十円。ジュニアオリンピックですが、陸上部で二名、五万一千八百九十円。あと駅伝がありまして、高田中学校は三名出ておりまして、三万

五千七百円。トータルですけれども、ちょっと人数の方のトータルが今出てないんですけれども、高田中学校が百二十三万二千二百二十円、東部中学校が二十三万七千七百六十五円、トータルで百四十六万九千九百八十五円。

事業費の中で不用額が若干ありましたので、今回の補正といましては六十六万九千九百八十五円ということでございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 教育費の幼稚園管理費、園関係職員費で三十八万四千円減額になっておりますけれど、この説明をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長から訂正の発言がございします。自席で。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） ただいま六十六万九千九百八十五円の補正額と申しましたが、不足額が六十六万九千九百八十五円で、他の補助金の不用額が十三万三千三百八十三円ありましたので、五十三万七千円を今回補正として計上しております。申しわけございませんでした。

○議長（松永民夫君） 安藤総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（安藤淳一君） 岩永議員の御質問にお答えします。

教育費の幼稚園費、これの同関係職員費ということで三十八万四千円の減ということですが、内訳につきましては、給料、職員手当等の減ということで、これは異動等によります給料等の減ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 人員が減員になったとか、そういうわけではないということですね。

○議長（松永民夫君） 安藤総務部長、自席で答弁。

○総務部長兼総務課長（安藤淳一君） これは異動によりまして、それぞれ職員、給料等が若干違いますので、それによる減ということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 三点についてお願いします。

まず一点目は、九ページの企画費、委託料の減額ですが、地域づくり推進事業五百十九万七千円の減額の理由、事業明細。それから、同じく九ページの養老改元一三〇〇年の基金ですが、この集められた期間と人数といえますか、団体といえますか、その明細を教えてくださいのと、それから三点目としては、一般職給与の関係ですが、十七ページの時間外手当が八百二十五万六千円、今回補正を組んでありますけれども、この主な原因といえますか、内容といえますか、説明をお願いします。以上です。

○議長（松永民夫君） 問山総務部参事、答弁。

○総務部参事兼総務部企画政策課長（問山孝通君） 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、地域づくり推進事業の五百十九万七千円の減の詳細というような御質問だっただろうと思いますが、提案理由の説明のときに、町長のほうから概略についてお話がありましたけれども、実は町と中部ケーブルネットワーク株式会社、一般にＣＣネットと言っておりますけれども、そちらのほうと町のほうと防

災協定がことしの五月八日、締結をさせていただきました。それで、それ以前につきましては、ＣＣネットさんのほうで災害時等また緊急時等にデジタル放送といたしまして、文字放送でございますけれども、そのような事故等があった場合は流す。また、常時につきましてはそのような情報がございますので、一般住民に対する生活情報等をデジタルで放送しておりました。

ところが、今申し上げましたように、ＣＣネットさんと有事の際の防災協定が締結されましたので、本来このデジタル放送というのは、緊急時に活躍するような情報提供をするのがメーンというところで、ＣＣネットさんをお願いをしていたという経緯がございます。

それで、今申し上げましたような理由によりまして、一応五月末に一時休止ということで、数カ月間、住民の皆さんからのいろんな休止した関係についての苦情・問い合わせ等があるかどうかを数カ月間見ておりましたけれども、ＣＣネットさん、また私のほうへ一件もその後のお問い合わせ等もございませんでしたので、そして今申し上げましたように防災協定ができましたので、ＣＣネットを見ておられる方につきましては、何か災害等が起きて、災害本部から情報発信すれば、それがＣＣネットの画面上で情報として流れるという体制がとれましたので、当初予算では十二カ月分見ていただいていたわけでございますけれども、四月、五月の二カ月分の委託料で、あと十カ月分を補正減という形にさせていただいたということでございます。その金額が、今申し上げました五百十九万七千円ということでございます。

次に、養老改元一三〇〇年事業基金ということの詳細でございます。

これは、議会のほうで、この基金につきましては六月の定例会

でこの基金の制定について御承認をいただいたというふうでございます。その後、私のほうで承認をいただきましたので、パンフ等をつくりまして、一般の皆様にも広報等を通じましてお願いをさせていただきました。まだまだ他にもこの改元一三〇〇年事業につきましては、今、新生養老まちづくり基本構想というような全体の構想をまとめている段階でもございまして、なかなかこの基金の募集について、きめ細やかな広報活動を行うことができませんでしたが、今申し上げたような形でパンフレット等をつくりまして、また広報等で御案内申し上げた程度でございまして、その中で十月の末までに御寄附をいただいた金額が、ここに上がっております四十万五千円というところでございます。

その内訳につきましては、個人の名前、また会社の名前等は省かせていただきますけれども、法人から一件、それから町内の民間の団体から二件、個人から二件というような件数で御寄附を頂戴いたしました。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 安藤総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（安藤淳一君） 田中議員の御質問にお答えします。

一般職の時間外手当のほうが八百二十五万六千円増になったというところで、その理由はという質問かと思いますが、この八百二十五万六千円、内訳を見ますと、ふえましたのが土木費、それと消防費、教育費、この三つを合わせますと六百万ほど増になっております。この辺を考えますと、例えば台風等の非常時の待機時間が多かった部分、それと今年度は国体が開催されました。国体開催に伴うこうした超過勤務がふえたというのが理由に上げられるのかなあというふうに考えております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、これより採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第七、議案第八十七号 平成二十四年度養老町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。
ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第八、議案第八十八号 平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第九、議案第八十九号 平成二十四年度養老町上水道事業会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十、議案第九十号 平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十一、議案第九十一号 平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 歳出の八ページ、款二の保険給付費の一目の関係ですけれども、大幅な二千三百万円という、当初予算からすると一割くらいの減になっているわけですが、本年度の動向というふうなことです、具体的にこの内容について御答弁いただきたいと思っています。

○議長（松永民夫君） 松永健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（松永博孝君） 水谷議員の質問にお答えします。

地域密着型サービスの補正減でございますが、これはその下の保険給付費、名前で言いますと施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、高額介護サービス給付費、特定入所者介護サービス給付費がこの後不足となつてくることが予想されますので、それに見合う額の減額の補正をさせていただきました。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 日比住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長（日比重喜君） 私のほうから補足をさせていただきます。

今回、この二千三百万の減額につきましては、当初予算の段階で、この二十四年度から新たに三施設が開設いたしました。その小規模多機能型居宅介護、並びに認知症の通所デイ、そして認知症のグループホーム、この三つが開設をいたしております。この

三つの予算を、当初予算八千五百万で見込んでおりました。しかしながら、小規模多機能型につきましては、稼働率を五〇%の稼働率と見込んでおりましたが、実際には二一%の稼働、そして認知症対応型の通所デイでは五〇%の稼働率を見込んでおりましたが、これも二〇%の稼働率であったということ。そして、認知症のグループホームにおきましては、八五%の稼働率を見込んでおりましたが、これが五九%であったということから、これが最大の要因で減額が生じたということでございます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

この第四回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第四回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定しました。

○議長（松永民夫君） これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

平成二十四年第四回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間、御苦労さまでございました。

（閉会時間 午前十一時五十八分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十四年十二月十九日

議長 松 永 民 夫

議員 三 田 正 敏

議員 吉 田 太 郎